

# 市県民税申告・所得税確定申告受付は 2月18日(月)～3月17日(月)

今年は3月1日(土)も受け付けします!



平成20年度(平成19年分)市県民税申告、平成19年分の所得税確定申告の受け付けの時期が近づいてきました。例年、申告会場はごも混雑してご迷惑をおかけしてはいますが、早いうちから準備をしていただき、適正な申告にご協力いただきますようお願いいたします。期限までに申告がない場合、所得証明書や納税証明書は発行できません。

市県民税申告用紙は、最寄りの公民館または市役所税務課窓口にありますのでご利用ください。(全戸配布はしませんので注意してください。)

## 所得税(国税)の確定申告が必要なかた

- ① 事業をしている
- ② 地代や家賃収入がある
- ③ 土地や建物を売った
- ④ 給与と所得者で給与収入が2000万円を超える
- ⑤ 2か所以上から給与を受けている
- ⑥ 給与以外の所得(農業・年金・生命保険の満期受取金等)があり、その合計が年間20万円を超える
- ⑦ 年金受給者で所得税が源泉徴収されている
- ⑧ 年金以外の所得と合計した所得金額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除額を超える
- ⑨ 中途退職などの理由により年末調整ができなかった
- ⑩ 雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けたい

このうち、①から④までに該当するかた、⑩のうち雑損控除および家を新築、増改築されて新規に住宅取得控除を受けるかたは、大野税務署で申告してください。  
年金受給者や給与と所得者で、所得税の還付を受けるための申告は、大野税務署で受け付けています。  
確定申告書は郵送、または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出することができます。

## 市県民税の申告が必要なかた

原則として、平成20年1月1日現在、勝山市に住居登録のあるかたは、市県民税の申告が必要です。ただし次に該当するかたは、申告する必要はありません。  
① 所得税の確定申告を提出されたかた、またはされるかた(注1)  
② 給与と所得のみのかたで、支払者から当市に給与支払報告書が提出されているかた

注1 所得税(国税)の確定申告で控除を受けていないが、市県民税において新たに控除(社会保険料、生命保険料控除など)を受けたものがあるかたは、市県民税の申告が必要です。

## ご注意ください!

平成19年中に収入が全くなかったかたは、必ず収入がなかった旨の申告をしてください。この申告は、市県民税申告用紙に記載欄がありますので、住所・氏名などの必要事項を記入のうえ、提出してください。  
申告がないと未申告となり、国民健康保険税の軽減措置が受けられないなど、不利益をこうむることがあります。農業所得のあるかたは、収支計算による申告が必要です。

## 申告に必要なもの (所得税、市県民税共通)

1. 印鑑
2. 給与・年金の源泉徴収票(本人および配偶者分) 原本(コピー不可)
3. 事業所得(営業、農業、不動産等)のあるかたは収支内訳書
4. 生命保険や地震(旧長期損害)保険料の課税控除証明書
5. 医療費控除のあるかたは、医療費の領収書(年間支払額を合計しておってください)
6. 国民年金保険料の控除証明書 ※2〜6は申告書に添付すること
7. 介護保険料の領収書(支払金額を確認後お返しします)
8. 障害者手帳など各種必要な証明書(内容確認後お返しします)

※『障害者控除対象者認定書』昨年末の時点で要介護認定を受けているかたにお送りしています。

## 問 健康長寿課(☎87・0000)

所得税が還付になるかたは本人名義の口座(金融機関名と口座番号)がわかるものがあると便利です。

その他ここに記載のない所得の計算や控除を受けるために必要となるものもありますので、詳しくは税務課へお問い合わせください。

## 問 税務課(☎88・8101)

と き	と ころ	時 間
2月18日(月)～3月17日(月) ※土・日は除く ※還付申告は2月1日(金)から受け付けています ※消費税の申告期限は3月31日(月)です	大野税務署 (大野市城町7-28)	午前 9:00～11:00 午後 1:00～3:30
2月18日(月)～2月21日(木) (4日間)	JAテラル越前 勝山ふれあいセンター 多目的ホール (2階研修室) (滝波町5丁目)	

## 所得税(国税)確定申告の日程および会場

と き	と ころ	時 間
2月18日(月)～3月17日(月) ※3月1日(土)以外の土・日は除く	教育会館 3階 第1研修室 (エレベーター有)	午前 9:00～11:30 午後 1:00～4:00
2月25日(月)	平泉寺公民館	
2月26日(火)	村岡公民館	
2月27日(水)	北谷公民館	
2月28日(木)	野向公民館	
2月29日(金)	荒土公民館	
3月 3日(月)	北郷公民館	
3月 4日(火)	鹿谷公民館	
3月 5日(水)	猪野瀬公民館	
3月 6日(木)	遅羽公民館	

## 市県民税・確定申告相談の日程および会場

常設相談 2月18日(月)～3月17日(月) ※3月1日(土)以外の土・日は除く

地区巡回相談 2月25日(月)～3月6日(木)

問 所得税に関するお問い合わせ  
大野税務署(☎66-2134)  
市県民税に関するお問い合わせ  
税 務 課(☎88-8101)

## e-Tax

## 大野税務署からのお知らせ 確定申告

申告と納税は期限内に

申告と納税の期限

所得税▼3月17日(月)  
消費税および地方消費税▼3月31日(月)

※土・日曜日および祝日に申告書を提出されるかたは、時間外文書収受箱をご利用ください。

## 申告書はインターネットで送信

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告データを、そのまま税務署に送信(申告)することができます。

なお、e-Taxを利用して申告すると、平成19年分、または平成20年分において、一定の要件のもと、いずれかの年分で最大5000円の税額控除が受けられます。また、平成19年分からは、医療費の領収書や、給与と所得の源泉徴収票などの添付書類の提出を省略できることになりました。

※e-Taxのご利用にあたっては、事前に電子申告等開始届出書の提出と電子証明書の取得が必要となります。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。  
国税庁ホームページ  
(http://www.nta.go.jp)  
e-Taxホームページ  
(http://www.e-tax.nta.go.jp)